協議３号

社会教育主事の発令について

社会教育法第九条の二の規定により、次の者について社会教育主事の発令をしたいので協議します。

なお、１の者については社会教育法第九条の四第一号、２の者については社会教育法第九条の四第三号の有資格者です。

番号	所属	職・氏名	性別
１	家庭・地域学びの課	主事　西村　友香	女
２	家庭・地域学びの課	主事　湯本　美翔	女

発令日　令和４年８月３日